

高浜市保育標準時間保育料月額表

令和元年10月分より適用

階層 区分	認定区分	保育料月額（単位：円）		負担軽減		
		0・1・2歳児	3・4・5歳児	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合（注2）	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料	
B	A階層を除き、 当年度分の市 民税所得割額 の区分が次の 区分に該当す る世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯 年齢制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
C		市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	8,500 (3,750)	0 (0)		
D1-1		48,600円以上 57,700円未満	11,300 (4,800)	0 (0)		
D1-2		57,700円以上 61,000円未満	11,300 (4,800)	0 (0)		
D2		61,000円以上 72,000円未満	14,200 (5,400)	0 (0)		
D3-1		72,000円以上 77,101円未満	21,200 (5,850)	0 (0)		
D3-2		77,101円以上110,000円未満	21,200	0		
D4		110,000円以上141,000円未満	29,800	0		
D5		141,000円以上165,000円未満	37,400	0		
D6		165,000円以上200,000円未満	43,800	0		
D7	200,000円以上340,000円未満	45,800	0			
D8	340,000円以上	48,800	0	D3-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料		

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合。家庭的保育事業等による保育を受ける場合。児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

(注2) 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層またはD3-1階層の場合は、（ ）の保育料となります。

(注3) 満18歳未満の児童を3人以上養育及び監護している場合で、満18歳未満の児童のうち順次に数えて3人目以降の3歳未満児の保育料は無料となります。

(注4) 延長保育を利用する場合は、保育料（月額）各1,300円が別途必要となります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。

(注5) この表のB階層、C階層、D1-1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(注6) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除は適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注7) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

高浜市保育短時間保育料月額表

階層 区分	認定区分	保育料月額（単位：円）		負担軽減		
		0・1・2歳児	3・4・5歳児	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合（注2）	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料	
B	A階層を除き、 当年度分の市 民税所得割額 の区分が次の 区分に該当す る世帯	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯 年齢制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
C		市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	8,400 (3,700)	0 (0)		
D1-1		48,600円以上 57,700円未満	11,100 (4,700)	0 (0)		
D1-2		57,700円以上 61,000円未満	11,100 (4,700)	0 (0)		
D2		61,000円以上 72,000円未満	14,000 (5,300)	0 (0)		
D3-1		72,000円以上 77,101円未満	20,900 (5,750)	0 (0)		
D3-2		77,101円以上110,000円未満	20,900	0		
D4		110,000円以上141,000円未満	29,400	0		
D5		141,000円以上165,000円未満	36,900	0		
D6		165,000円以上200,000円未満	43,200	0		
D7	200,000円以上340,000円未満	45,200	0			
D8	340,000円以上	48,200	0	D3-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料		

※注1～6については、保育標準時間保育料と同様の取扱いです。